

大

厚生労働省発職 0205 第 1 号

令和 7 年 2 月 5 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部改正

一 様式第三号（裏面）について、除外率設定機関に係る除外率を、次の表の上欄に掲げる基準割合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。

基準割合	除外率
百分の九十五以上	百分の六十五
百分の九十以上百分の九十五未満	百分の六十
百分の八十五以上百分の九十未満	百分の五十五
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の五十
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の四十五
百分の七十以上百分の七十五未満	百分の四十

百分の六十五以上百分の七十未満	百分の三十五
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の三十
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の二十五
百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二十
百分の四十五以上百分の五十未満	百分の十五
百分の四十以上百分の四十五未満	百分の十
百分の三十五以上百分の四十未満	百分の五

二 様式第三号（裏面）、様式第五号の三（裏面）及び様式第五号の五（裏面）について、除外率の基準割合の記載を百分の三十五とすること。

第二 その他

- 一 この告示は、令和七年四月一日から適用すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。